

会議名 (審議会等名)	川西市保育所整備計画に関する懇話会(第2回)		
事務局 (担当課)	こども部子育て室保育課 内線(2698)		
開催日時	平成20年11月10日(月)午後6時30分～午後8時35分		
開催場所	川西市役所7階大会議室		
出席者	委員	会長 農野 寛治 副会長 田中 文子 委員 石丸雄次郎 喜谷千恵美 南 博美 矢羽田徳子 和田 和代 畠山 栄子 大谷 尚子 森本 純子 山中 華子	
	その他		
	事務局	こども部長 後藤 哲雄 こども部子育て室長 藪野 俊介 こども部子育て室保育課長 塚北 和徳 こども部子育て室保育課主幹 山元 昇 同 副主幹 森木 みち子 同 課 員 篠原 美香	
傍聴の可否	可	傍聴者数	16人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別添「審議経過」のとおり		
会議結果	別添「審議経過」のとおり		

第2回 川西市保育所整備計画に関する懇話会(第2回) 審議経過(要旨)

日時：平成20年11月10日

午後6時30分～8時35分

場所：川西市役所 7階大会議室

出席者：11名(欠席者：0名)

[会議次第]

1 開会

2 説明事項

(1) 平成20年度の予定について

(2) アンケート調査の実施について

3 意見交換

テーマ：保育所が果たすべき使命

説明：新保育所保育指針の施行を目前に控え、改めて、保育所に期待されているサービスとは何か、保育所はどのようにそれに応えていくことができるかなど、保育所の使命についてご協議ください。

4 その他

5 閉会

議 事

事務局

【1. 開会】

皆さんこんばんは。定刻の6時半となりましたので、ただ今から第2回目の川西市保育所整備計画に関する懇話会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、委員の皆様方の出欠状況でございますが、全員ご出席でございます。

本日の会議資料等につきましては、あらかじめご送付させていただいておりますが、本日も持参されておられない方がおられましたら、お配りいたしますので、お知らせいただきたいと思います。

また、机の上に追加資料といたしまして、国が「保育所保育指針改定に関する検討会」の報告用の資料として作成しております「保育所保育指針の改定について」という資料から抜粋したものと、委員さんのほうから必要な資料としてご要望のありました、外国での子育て支援施策の資料といたしまして「海外子育てレポート」というコピーを参考資料としてお配りさせていただいております。

それでは、早速でございますが、農野会長に懇話会の進行をお願いしたいと思います。農野会長、よろしく願いいたします。

会 長

座ったままで失礼いたします。

改めまして、こんばんは。よろしく願いいたします。

今日は2回目ということで、意見交換、フリートーキングも入っております。ぜひ皆様方のご忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。予定時刻が8時半ということで、概ね2時間程度ですが、よろしく願いいたします。

会の次第が届いていると思いますが、まず説明事項が2点ほどございまして、「平成20年度の予定について」、2番目、「アンケート調査の実施について」のご説明をまずいただき、その次に意見交換としまして、「保育所が果たすべき使命」というテーマで、ご協議させていただきたいと思います。何とぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、説明事項の「平成20年度の予定について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【2. 説明事項 平成20年度の予定について・アンケート調査の実施について】

「アンケート調査」、「フリートーキングのテーマ」、「必要となる資料」につきましては、たくさんご提案をいただきまして、誠にありがとうございました。いただきましたご提案につきましては、資料2に一覧として取りまとめをさせていただいております。資料2につきましては、各テーマごとに委員個人ごとの形で整理をさせていただいております。図や表などをお使いいただきまして、具体的な形でご提案をいただいた委員の方もいらっしゃいましたけれども、入力の手間がうまく表現できていないところがございます。どうぞご容赦いただきますようお願いいたします。今後とも皆様から頂戴しました意見を可能な限り尊重させていただいて、対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、引き続きまして「平成20年度の予定について」ご説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、お手元に資料1をご用意ください。

第1回目の会議におきましては、計画策定の基本的な考え方に合わせまして大まかなスケジュールをお示ししたところでございますけれども、今回は、平成20年度、来年3月までのやや詳しい懇話会の予定をお示しさせていただいております。平成20年度につきましては、意見交換、フリートーキングを行っていただくということで、そのテーマにつきましては、皆様からいただいたご提案も参考にさせていただきまして、4つのテーマを設定させていただいております。本日は、「保育所が果たすべき使命」ということでご協議をいただくわけですが、新しい保育所保育指針の施行を目前に控えまして、改めて保育所に期待されるサービスとは何か、保育所はどのようにそれに応えていくことができるかなど、保育所の使命についてご協議をいただきたいと考えております。

委員の皆様から寄せられたテーマにつきましては、関連がありそうだなと思われる部分をその右のほうに掲げておりますので、こちらについてもご参考にしていただきまして、議論の方向性を決めていただけたらと思っております。

第3回につきましては、12月の中旬を予定いたしておりますけれども、テーマといたしましては、「就学前児童施設の中の保育所のあり方」ということで、説明といたしましては、少子化が進む中、認可外保育所や市立幼稚園、私立幼稚園などの就学前児童施設の中で保育所はどのような位置を占めていくのか、また、認定こども園制度が一部見直しされるが、これにどう対応するのかなどについてご協議をくださいということで、こちらにつきましても、寄せていただきましたテーマ、関連しそうな部分について、掲示をさせていただいております。

1月から3月の間に2回ほど開催をさせていただきたいと考えておまして、その2回につきましては、1点は公立保育所と民間保育所の役割ということで、本市では市立保育所による保育を実施してまいりましたけれども、平成14年からは民間保育所の整備も進んできたところです。限られた財源の中でさらに現在の保育ニーズに対応できる保育を展開していくためにはどうすればよいのか、また、市立・私立それぞれの保育所の役割分担のあり方についてご協議をいただきたいということでテーマ設定をさせていただいております。

最後に、「まちづくりの中の保育所の位置づけ」ということで、まちは保育所に何を期待しているのか、保育所の配置はそれにはなっているのか、まちにとっての保育所の存在意義などをご協議いただく予定としております。

以上、4つのテーマを設定させていただいております。

流れといたしましては、本日は、「保育所が果たすべき使命」ということで、基本的な部分を押さえていただき、その後、就学前施設、幼稚園や認可外保育所、認定こども園等との関係において、保育所はいかにあるべきかという点についてご協議をお願いし、その後、保育所の各論ということで、公と民の役割分担についてご協議をお願いしたいと考えております。

最後に、まち全体の中での保育所の位置づけをご協議いただくということで、バランスや配置の問題なども含めて総括的にご議論をいただけたらと考えております。

いずれも幅が広く、やや抽象的で話が展開しにくい内容かと存じます。このため、実際のご議論に入ってください前に話題提供ということで、テーマに関連した内容について

て、事務局のほうから10分から15分程度ご説明、お話をさせていただいた後、質疑、その後、ご議論という流れでお願いをさせていただきたいと考えております。

議論の内容につきましてですけれども、大きな意味でテーマに関連したものでございましたら結構ですので、ぜひ自由にご議論をお願いしたいと考えております。

幅広いテーマでございますけれども、話題を絞っていただいて、具体的なご議論をしていただいても結構ですけれども、公開されておりますので、個人のプライバシーには、ご配慮いただきますようお願いいたします。

以上がフリートーキング、意見交換に関する予定でございます。

続きまして、資料3「アンケート調査」について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

保育所整備計画に関するアンケート調査実施要領の案でございますけれども、本日、まだ質問の内容が間に合っておりません。今回は実施要領のフレーム(案)についてご説明をさせていただきたいと思っております。次回の会議には具体的にこういう形でアンケートの用紙を作成しお配りをしたいというところまでご説明をさせていただけたらと考えております。

調査の目的につきましては、計画の策定に当たり、保育所の抱える課題を明らかにするとともに、保護者や保育士のニーズを把握し、計画策定の基礎的な資料とするということにさせていただいております。

調査対象、抽出法、抽出数でございますけれども、3つのスタイルのアンケートを実施する予定といたしております。1つは、公立及び民間認可保育所に入所する児童の保護者の方を対象といたしまして、12月1日現在で入所されていらっしゃる子どもさん、1,160人程度いらっしゃるのではないかと推測いたしておりますけれども、その保護者の中から保育所別、年齢別に層に分けて、無作為に600人程度を抽出いたしまして、アンケートを実施したいと考えております。

2点目は、公立及び民間認可保育所の保育士で、12月1日現在で勤務されていらっしゃる正規職員の保育士さんにつきまして、こちらは全数調査で150名程度、予定をいたしております。

最後に、認可外保育所に入所する児童の保護者の方についてですが、市が助成をしている認可外保育所に入所されていらっしゃる12月1日現在の子どもの保護者の方を全数調査させていただきたいと考えております。対象となりますのはおよそ100人の方です。

一方で全数調査を実施させていただいて一方で抽出ということですが、この理由につきましては、統計調査でございますので、一定の信頼度を確保していかなければならないということがございます。標本の母数が少ない場合には、抽出調査をかなりの割合でないと一定の精度が確保できませんので、対象になる方が少ない事例につきましては、全数調査をさせていただき、一定の精度が確保できる見通しが立ちます部分につきましては、コスト等の関係もございまして抽出により調査をさせていただきたいと考えております。

実施時期ですけれども、1月の中旬に調査票を発送させていただいて、1月の下旬に締め切りを設定させていただきたいと考えております。

調査方法につきましては、基本的に保護者の方につきましては、郵送配布、郵送回収、保育士、それと認可外保育所の保護者の方につきましては、それぞれの保育所、認可外保育所を通じて配布をし、回収については保育士さんにつきましては、保育所を通じて回収、提出していただいても結構ですし、郵送も可とするような形にしております。認可外保育所の方については、原則郵送回収ということで、いずれについても無記名のアンケートという形にさせていただきたいと考えております。

以上がアンケートの実施要領でございます。

最後に、12月の懇話会開催の予定について、誠に勝手ながら事務局のほうからご提案をさせていただきたいと思っております。スケジュール等々を調整させていただきまして、12月15日月曜日、午後6時30分から市役所のいずれかの会議室で開催をさせていただきたいと考えております。師走ということで、お忙しい時期かと存じますが、何とぞよろしくをお願いさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今「平成20年度の予定について」、そして「アンケート調査の実施について」ご説明をいただきました。そして第3回、次回のこの懇話会の日程について日時をおっしゃっていただいたのですが、今日ご参加の委員の皆様方、12月15日6時半からということですが、ご予定いかがですか。何か予定が入っておられますか。</p>
委 員	<p>私はちょっと都合が悪いです。前からのスケジュールで申し訳ないですけども。</p>
会 長	<p>ほかの委員の皆様方、よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
会 長	<p>そうでしたら、次回12月15日月曜日の6時半からよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただ今平成20年度の予定、そしてアンケート調査の実施についてご説明をいただいたんですが、何かご質問はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>ここの11月10日の「本日のテーマの説明」の部分ですね、ここの文言が気になるんですけども。保育所に期待されているサービスは何か、サービスというふうに書かれていますけれども、先週の川西市社会福祉審議会児童育成専門部会の中でも、サービス、保育サービスということが話題になりました。アンケート調査を次世代育成行動計画の中でとられるということで、そのアンケートの中にサービスという文言が出ていて、そこにすごくひっかかりますよねというふうな話になったんですよ。</p> <p>皆さんそうですねということになったんですけども、国からのアンケートのことなので、その文言は変えられなくてという話の中で、でもそうではありませんよねという確認を、川西市のこども部の方々ともさせてもらったかなと思うんですけども、やっぱりサービスと考えるか福祉と考えるかで大分ここの議論も変わってくるんじゃないかなと思うので、そこをもう一度ちょっと、私はすごくひっかかりますので、どういふふう川西市のほうがお考えになっておられるのかというのをもう一度お聞きしたいなと思うんですけども。</p>
事務局	<p>サービスという言葉の使い方についてでございますけれども、無償サービスというふうな言葉がありますとおり、その対価を求めないで提供するべきものというふうな形にとらえる向きもございますけれども、ここで使っておりますのは、先ほど委員がおっしゃいました福祉事業でありますとか、福祉的な制度によって提供される役務でありますとか、そういったことをあらわしております。基本的には事業という位置づけで使わせていただいているわけですけども、その心理的な部分で抵抗がおりということでしたらば、読みかえていただいて、ご検討いただいても全く差し支えはないかと思えます。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>恐らく、今日の保育所が果たすべき使命のフリートキングの中でもきっと話題に上がってくるかと思うんですが、最近やっぱり国はサービス、福祉サービスとか保育サービスとか介護サービスとか、そんな言葉をいっぱい使い始めています。私もサービスという言葉は余り好きではないんですね。やっぱり福祉というのはサービスというものでとらえられるかどうかとってしまうんですが、もともと国が考えてきたのは、利用契約型への転換というところにあるんですね。これまで福祉サービスというのは、役所が判断をして提供するかどうかにかんじて、どんなサービスを提供するかについても行政が判断をしてきたんですね。</p> <p>それで、介護保険の制度が実施される中で、社会福祉というのは上から与えられるものではなくて、受け取る側、供給される側と供給する側が対等で利用していく、そして契約をしていくという、そういう流れの中で、このサービスとかいう言葉が出てきたんですね。</p> <p>ですから、従来の国や行政がそろえたもので甘んじるだけでいいのか。そうではなくて、よりよいものを自分で選びながら利用していく、そして場合によっては契約をして</p>

<p>委員</p>	<p>いくという、そういう理念の中で出てきている言葉なんですね。</p> <p>確かに私も保育サービスは何やろうとか思ったりするんですが、対等である。事業者側とそれを利用する側が対等の立場で、そして契約行為などを交わしながら自分の豊かな生活を、よりよい生活を実現していくと、そんな理念の中で出てきている言葉なんだという、そういうあたりだと思うんですが、確かに保育サービスということについて、私も非常に抵抗ありますし、現場の保育士さんにも保育サービスという言葉は実際抵抗があるような方もおられると思います。</p> <p>私の妻がサービスは役割と読むと言ったんですけどもね。保育所側が期待される役割というのは何かということ言えば、市民が要請されていること、市民が期待していること、それで役所としては、市としては、行政としてはどういう任務を果たすべきか、どういう役割を果たすべきかということ言えば、これを言葉として保育所に期待されている役割とは何かと読みかえたら、僕は十分この内容でいけるだろうということだと思います。それで、読みかえの問題かなと思ったんですが、対等性の問題というものはあるにしても、基本的に行政と当然市民とは対等ですから、その対等のベースの中で行政は市民の要請をどういうふうに受けとめていくのかという意味での受けとめ方の問題だろうという気はしますね。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>今こうやってお話をしている中で、ああここでいうサービスはそれじゃないなということがはっきりしていると思います。安易にサービスという言葉を使ってしまうと、サービスという言葉の持っている意味が広いので、例えばその保護者もサービスを受ける側というふう思いがちな部分があったりするものですから、そこはやっぱりそうでないんだということをごこの場で確認をしたいなというふうに思いましたので、今のお話の中で十分に、ここでいうサービスというのは役割ということだなということが、皆さん認識が新たになったかなと思いますので、ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。言葉一つ一つにこだわって行って、明らかにしていけないと、お互い共通のものができあがらないと思いますので、非常にいい指摘いただきましてありがとうございます。</p> <p>ほかにご質問ございますか。予定の案及びアンケート調査に関しまして。</p>
<p>委員</p>	<p>アンケート調査についてなんですけれども、計画策定の基礎的な資料とするためというふうに書いてありまして、まず1点は、この調査ですと入所している人の声しか拾えないと思うんですね。保育所の大切な役割として、子育て支援というようなことも言われているので、在宅の人たちの声を拾う、入所したかったけれどもできなかったとか、まだしていないとかいう方々の声を拾う必要はないのか、それは次世代の調査であるのでこれが割愛されているのかなと思ったんですね。例えば子育て支援センターに参加している方とか保育所の園庭開放とかに参加しているような方の声を拾えば在宅の方の声も反映できるのではないかと思ったのが1点。</p> <p>もう1点は、認可保育所の保育士さんが正規職員の保育士さんというふうに限定されているんですけども、川西の現状で正規職員の方は全保育士さんの何割ぐらいなのかと思って、自治体によっては5割を超えて非正規の職員の自治体というものもあるものですから、正規職員の方だけに限定するという事なので、大体どれぐらいの割合なんだろうかと思ったのが1点です。もし、できれば非正規の方の声もとる必要があるのかないかなと思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今2点ご指摘いただきました。子どもさんがおうちにおられる方々の声をどう反映していくのかという点、それは次世代のアンケートの中でも項目としてはあったと思うんですが、例えば今回この川西市保育所整備の計画に関しても、園庭開放を利用しておられるような方々の声も聞くというのはどうかというご提案が1点、そして保育士さんの非正規職員の方々の声を反映するというのはどうなのかという、このご指摘2点をいただいたと思うんですが。</p>

事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>最初の、保育所に通っていらっしゃる保護者の方についてのアンケート調査についてですけれども、お話の中でもご指摘いただきましたとおり、次世代育成支援対策行動計画の策定の中でアンケート調査を実施することといたしております、こちらについては、就学前の子どもさんを持つ保護者の方を対象に、およそ1,800人のアンケート調査を計画いたしております。これにつきましては、11月5日に社会福祉審議会の児童育成専門部会でご協議をいただき、今委員がご指摘いただいたようなご質問等も含めて幅広く調査をさせていただく予定をいたしております、こちらのほうにかえさせていただけたらと考えております。</p> <p>あともう1点の、その正規職員に限ったというふうな事情でございますけれども、アンケートを実施していく上で、対象者の捕捉の部分で、正規職員のほうが対象として捕捉しやすいということもございましたものですから、正規職員に限らせていただいているということです。</p> <p>人数につきましては、公立に限りますけれども、おおよそ150人程度の保育士さんがフルタイムでお仕事をいただいております。そのうちの約90人程度が正規の職員と把握いたしております。</p> <p>ただ、臨時職員全体の方の中には、例えば朝だけありますとか、夕方だけありますとか、非常に単時間のパートの方も含んでおりますので、どこからどこまで含めればよいのか判断が難しいというところ等もございまして、正規職員に限らせていただいております。</p> <p>同様なことが私立の保育所にも言えまして、名簿という形で、正規職員の方については提出をいただいている部分がありますけれども、それ以外について、捕捉が難しいというところもありましたので、限定をさせていただいているという次第でございます。</p>
委員	わかりました。
会長	<p>たしか次世代のアンケートの中では、「園庭開放を利用しておられるか」、あるいは「ファミリーサポートセンターを利用しておられるか」についても入っておったと思います。あるいは、「おじいちゃん、おばあちゃんに面倒見てもらえる人がいるかどうか」、「近所の人にちょっと託すことができるか」そんなことも併せて聞いておられると思うんですね。</p> <p>非正規職員に関しては、なかなか捕捉がしにくいというあたり、そして一番保育の内容を責任持って答えられる方ということになると正規職員ということなんですが、よろしいですか。</p> <p>あと何かございませんでしょうか。保育所の懇話会の予定、そしてアンケート調査。</p>
委員	<p>3番の、市が助成している認可外保育所とあるんですけれども、助成していないところも川西市には随分たくさんあって、調査対象が100名というと、公立認可が600人で、認可外が100人というところだと本当に数が少ないかなと思うんです。</p> <p>認可や助成していないところの保護者が、一番しんどい思いをしながら、働きながら子育てしているんじゃないかなという部分もあるので、そういう人たちの把握というんですか、県がここは把握している部分だと思うんですけれども、やっぱりしっかり市もどんなふう把握していくのかなというところで、アンケートの調査からも外れる、把握からいうと市はまだ把握できていないということになるので、その辺のフォローというか、何かできないのかなというのは少し思うんですが。</p>
会長	いかがでしょうか。
事務局	認可外保育所につきましては、当初、私どものほうで予定しておりますのは、助成をさせていただいている保育所に限定してと考えております。ただ、ご指摘もいただきましたとおり、実態調査については必要だと考えておりますので、助成していない保育所についてどんな実態にあるのかという調査については、別途させていただこうと考えて

	<p>おります。</p> <p>アンケート調査については、限られた時間でしなければならないというところがございます、そこら辺との兼ね合いでいいますと、人数を捕捉して、実際に対象の方を絞り込んでいって、アンケートの調査票をお配りしてということで、若干時間がかかってしまうのではないかと、というところもございまして、まずは実態調査をさせていただいた上で、その結果、検討させていただけたらと考えております。</p>
会 長	<p>ということなのですが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>認可外保育所は、県で数値的に把握されているわけですね。川西市でどの程度あるかは大体はとらえられているのでしょうか。</p>
事務局	<p>兵庫県が一定捕捉をしているわけなんですけれども、ただ、県には、入所者の名簿がないようでした、調査をさせていただくとすれば、川西にお住まいの方を特定していく作業自体から始めていかなければならないというところもございますものですから、確かに必要性は感じておるんですけれども、具体的な日数等の関係から、今回に限っては対象から外しております。ただ、ご議論していただく中で、どうしてもやはり認可外について一定、調査が必要であるというふうなことになりましたら、私ども事務局のほうといたしましても調査について検討させていただきたいというふうに考えております。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最近、国も認可外という言い方をするようになりました。無認可とか言わなくなって、正式には認可外保育施設という言い方をしているようなんですけれども、今、認可外の保育施設については、都道府県に届け出をするということになっていますので、都道府県がまず把握、捕捉をしております。抜き打ちの調査に入るとすることも可能になっていまして、ただしその抜き打ちでの調査で出かけていったときには、その設備であるとか子どもさんの保育環境とか、そういうハード面を中心に、そしてスタッフが有資格者かどうかとか、そのかなりハード面に偏ったような調査をしているようなことを聞いております。</p> <p>ですから、また利用される方も不定期で利用されておられる方もおりまして、それこそ場合によったら24時間365日、どんな年齢の子どもさんでも受けますというふうなところもあって、なかなか定期的な、長期的にわたった利用者を捕捉するのも難しいという側面があって、確かに事務局がおっしゃられるように、現実にはその利用者を特定して、そしてその方にどういう形でアンケート用紙をお渡ししてどう回収するかとなると、やはり補助金を出しているところは前向きに取り扱ってくださると思いますけれども、その辺がちょっと若干不安もあるなという気がしますね。</p> <p>ただ、そういう認可外の保育施設に関して、一定やっぱり意識を持っていただいて、実態をちょっと浮かび上がらせていただく必要はあるかなと思います。</p> <p>ほかに何かございますか。もしありましたら、また後からでも結構でございます。</p> <p>フリートーカーに移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、まず話題提供ということで、10分か15分ぐらい新しい保育指針についてのご説明をいただきながら、続けて各委員さんからいろんなご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>【3. 意見交換 テーマ: 保育所が果たすべき使命】</p> <p>委員の方々には、事前に資料4といたしまして新保育指針を送付させていただいております。それと併せまして、本日、レジュメといたしましてカラーで3枚物になっておりますが、「保育所保育指針の改定について」という2つの資料を配付いたしております。</p> <p>本日のフリートーカーのテーマであります「保育所が果たすべき使命」について、期待されている役割等をご検討いただくに当たってのその話題提供という形で、若干時間をいただけたらと思っております。</p> <p>本日、懇話会の委員の方々につきましては、会長、副会長を初め、ご専門の先生方並びに現役の保育所の園長先生、所長先生並びに職員の方々等がおられますので、細かな</p>

説明は不必要かと思いますが、またフリートキングの中でそれぞれの立場から補足等活発なご議論をいただけたらと思っております。

新保育所保育指針につきましては、平成20年3月28日に国から通知されたものでございます。施行につきましては、平成21年4月1日からとされているものでございます。今回の改定につきましては、3回目の改定となっております。この保育所保育指針につきましては、1965年、昭和40年に保育所保育指針として提示されたものでございます。その後1990年、平成2年に初めて改定がなされ、2回目の改定が2000年、平成12年にされたものでございます。それから約8年経過して、今回3回目の改定となっております。

今回の改定につきまして大きな特徴といえますのは、1つは、従来でありました厚生省の児童家庭局長の通知という位置づけでありまして、これはあくまで技術的助言というものであり、言わば保育を行うに当たりましてのガイドラインといった位置づけであったものでございます。それが、今回は、厚生労働大臣の告示として生まれ変わるというところが非常に大きなポイントでございます。新指針につきましては、児童福祉施設最低基準の第35条に基づく厚生労働大臣の告示として生まれ変わるということが、大きく従来のものとは異なるものでございます。併せまして、最低基準の第35条も保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定めるというふうになったものでございます。従いまして、全国に一定の影響力が非常にあるものというふうを受けとめる必要があるかと思えます。

内容や改定の背景につきまして、カラーの資料を見ていただきまして、後ほど先生方のほうからも補足をいただけたらと思えます。

現在、子どもたち及び子どもを取り巻く家庭環境等が非常に大きく変わってきているというのは、マスコミ等でも案内されているところでございます。それに伴いまして、悩みや不安を持つ保護者が非常に多くなっておられるでありますとか、家庭の養育力が低下しているとか、児童虐待に準ずるような事例が多くなってきているといった、子どもさんや子育て家庭を取り巻く環境は非常に大きく変化してきているというのが、最近言われております。また、子どもさん自身につきましても、自然とかかわる経験が非常に少ないでありますとか、人とかかわりの、人間関係を結んでいくときの関係の希薄さ等が指摘をされている状況がございまして。

また、この間、前回の改定以降、非常に保育をめぐる状況が大きく変わってきております。1つは児童福祉法の改定がございました。また、教育基本法の改定でありますとか、特別支援教育に関する学校教育法の改定等々及び新たな認定こども園制度の創設等々がございました。こういった保育をめぐる状況は非常に変わってきているといったことがございます。そういった状況を受けて、保育所がさらに期待される役割を進化、拡大させていくためのものとして今回改定に至ったということでございます。

内容につきましては、全部で7章の枠組みで構成をされております。現行の指針に比べまして、非常にまとめられて大綱化されているのがもう一つの特徴でございます。その中で、保育内容についての保育の質の向上が一つのキーワードとなっているものでございます。

具体的には3枚目のカラーの資料を見ていただきましたら、7章で構成されております指針の内容がそこに記載をされております。

フリートキング自体の時間を確保するために、若干不十分な説明ではございますが、あと会長、副会長のほうから補足説明いただけたらありがたいかと思えます。

非常に雑駁な説明で申し訳ございませんが、以上、簡単ではございますが、資料提供と、話題提供とさせていただきます。

会 長

ありがとうございます。

ただ今新保育指針についてご説明いただいたわけですが、3回目の改定ということで、しかもかなり大幅に改定がされたような内容となっております。その改定の内容に関しては、小学校との連携や保護者に対する支援、そして計画・評価、職員の資質向上といった、ことも盛り込まれたりしております。何よりも技術的な助言というところから、最低基準としての性格が明確化して、そして全国への影響力が増したという、そんなあたりも背景にございます。

<p>委 員</p>	<p>ここから、フリートーキングという形で進めてまいりたいと思いますが、何かこの保育指針に関してご質問ございませんか。新保育指針に関しまして、本当に簡単なご説明だけであったわけですが、どうぞ、どんどんおっしゃってください。</p> <p>まず、保育の現場におられる先生方から口火を切っていただくとありがたいんですが、いかがですか。</p> <p>先日、保育指針に関する研修会を開催しましたが、やっぱり読んでいくにつれて、職員で一つひとつをどうとらえるかをしっかり論議しないとこれはいけないなというのをすごく感じています。小さな文言一つにしてもどうとらえるかというのが、職員の中でもとらえ方がいろいろですし、それでその中でやっぱり子どもにとってどういったものを目指さないといけないか、もちろん国が示すこの指針、最低基準というあたりをしっかりと基本に置きながら、やっぱり職員間でも話し合っていくことが、今度の指針の中ではすごく求められているなというのを感じています。</p> <p>そうは思いつつも、まだ職場の中で十分にそれをこなし切れるような研修ができていないのが現状です。ただ、社会的保育所の役割や、そういったものがしっかり明記されていたり、それから告示化の部分ですよね。その辺でやっぱり保育所の位置づけというもの、すごく社会的にも大きな位置づけとしてしっかり組み込まれたんだなという思いは持っています。</p> <p>私個人としては、人権という部分で、子どもの最善の利益をというあたりがしっかり位置づけられて、随所に人権というキーワードが出てきているというあたりで、またもとに戻るのですけれども、その人権というものをどうとらえるかというところで、しっかり職場の中でそのことを確かめ合わない、一つひとつの何か子どもの保育の実践に照らしながらそこをこころ考えないといけないなと思っているんですが。</p>
<p>会 長</p>	<p>今、保育士さんという名称になったわけですが、昔は、「保母」さんというふうに言っていました。もともと「保母」さんというのは幼稚園の先生だったんですね。明治時代、師範学校で幼稚園教育の教員を養成していたわけですが、その当時、「保母」と言われていたんですね。</p> <p>その後、幼稚園の先生がいろいろ勉強され、保育の領域にもだんだん出ていかれるわけですが、幼稚園の教育を見ていましたら、芸術など、いろんなカリキュラムがあったわけですね。それがいつの時代か、保育所の保育指針と、そして幼稚園の教育要領とが全く内容が同じになり、5領域ということで、言葉や環境や健康や人間関係などの5つの領域で幼稚園の教育要領も保育所の保育指針も同じ5領域だという形で移っていったら、学校関係の法規なんかを見ますと、学校教育法ですかね、幼稚園教諭の定義と保育士さんの児童福祉法で書かれた定義を比較してみると非常におもしろいんですね。</p> <p>幼稚園教諭というのは、「保育をつかさどる」と書いてあるんですよ。それで、その保育をつかさどる幼稚園の先生がどんな内容をつかさどるのかということ、それは指導要領の中に書いてあるんですね。</p> <p>保育士さんの場合は、これまでそういう定義はなかったんですが、児童福祉法の中に書き込まれて、それで子どもの保育とともに保育の知識、技術でもって保護者への助言、指導などを業務として行うものという形で盛り込まれてきています。</p> <p>そういう保育士さんの定義のほうが後から出てきましたので、親御さんにもかわりながら、子どもと一緒に育てていくという、スタンスが出てきているんですね。そんな中でこの保護者とかかわりとか、あるいは資質の向上だとか、あるいは、学校教育とのつながりみたいなものがだんだんと意識されるようになってきたという、そういう経過が長い中であると思うんですね。</p> <p>だから、幼稚園と保育所とがその保育内容、教育要領を5つの領域で設定するというで基盤を同じくした。そしてさらに今度は小学校教育との連携や養護と教育とを一体とするという、そんなところが明確に今回また打ち出されてきた。だから、ある意味、子どもの福祉、つまり保育と、そして教育というものを合わせながら、子どもを地域の中で育てていくという、そういう道筋をつけようとしているという、そんな流れにある</p>

<p>委 員</p>	<p>のかなというふうには思うんですね。 いかがですか。</p> <p>子どもの最善の利益を守っていくというのが一番の使命、やっぱり一番大事なところだなというふうに思っています。</p> <p>今回、計画と評価と職員の資質向上というのは、保育の質が問われてきているんだなというのを実感しています。</p> <p>保育というのは継続なんですね。一人の子どもが育っていくのをしっかり援助して育んでいかないといけないわけなんですけれども、それが組織的で計画を持って実践される場所というのが保育所だと思うんです。</p> <p>一人の子どもがその中で育っていくのを職員全体でどれだけ援助してやっていけるかというのが一番大事なことで、そういう意味では職員間もお互いに気心を知り合い、一緒になって仕事に励んでいかないと、いい保育というのはいかないと思うんです。</p> <p>今回、特に職員一人ひとりの研修や自己評価というような言葉も出てきていますけれども、一番そこが自分の中ではこの新しい指針の中でどう位置づけていくのかというのが一番難しい。自分は確かに頑張っていこうとは思っているけれども、それをどう自分の中できちっと評価したり、また新たに課題を持って取り組んでいくかということになると、そこには保護者の方や子どもの成長など、いろんなところを客観的に見ていくというのが職員同士お互いにはできないと、自己満足になったり自己嫌悪になったり、いろんなことになっていくのではないかなと思うんです。やはり、子どもの最善の利益がどこでも守られるというのを大人がしっかり見ていかないと、今は、特にそこがキーワードかなと思って日ごろ頑張っていこうと思っているんですけども、なかなか、まだまだ十分にできているわけでもなく、それが一つずつの評価だと思うんです。</p> <p>先ほど正規の職員の話が出ていましたけれども、正職として働いているところと、非正規の職員の人と協力してやっていくときに、一つの保育をつくりあげるところと一緒に、同じ立場でやらないといけないので、その辺のところをどう非正規の人の働き方やモチベーションとかいろんなものをお互いに考えていくかというのを、なかなかそこが難しいところかなというの、思っているところなんです。先ほど先生も言われていましたけれども、なかなか声が上がってこないというところでは、職員というのは難しいと思っているんですけども。</p>
<p>会 長</p>	<p>いかがですか。</p> <p>保育指針と保育所の役割ですね、このあたりで感じておられること、あるいは今のこの保育指針に関するご質問でも結構です。今日のテーマが「保育所が果たすべき使命」という、そういうことですので。</p>
<p>委 員</p>	<p>この指針は、各保育園に既に配られているんですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>本があるので、それぞれ、買って持っています。</p>
<p>委 員</p>	<p>こういう本を買って、今勉強中です。</p>
<p>委 員</p>	<p>細かく詳しく書いていて、多分新しい先生だったら、ああ、こういうふうな保育が大事なんだと思うと思うんですけども、今までやってこられた先生が、これが、上からおりてきたら、どんな気持ちというか、「前からやっているわよ」と思わないのかなと思いつつ読んでます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この保育指針は、もう随分前に、国が改定しますよという話が出て、改定に当たって、国の審議会が立ち上がって、いろいろ議論がされています。その途中の議論の経過も公表されていて、現場の先生方も、かなり前から意識して、どういうふうになるんやろうとか言って、経過を見守ってくださっておりました。大学でも教育の中身になってきますので、かなり早くから情報を集めて、学生さんにはもう2年ぐらい前から、「変わるぞ、きっとこんなところが変わるよ」、そんな話をしながら送り出しているんですね。</p>

委員	<p>以前の保育指針に比べると非常に簡素化されたなというのが正直な感想ですね。いかがですか。</p> <p>そうですね。保育内容のあたりなんかはかなり大綱化された。</p>
会長	<p>保育内容はかなり簡素化されたという気がするんですね。そのほかに小学校との連携や職員の研修、資質の向上など、いろんな要素が入り込んだというような形になっているんです。</p>
委員	<p>読んでいて、保育の目標のところ、「くつろいだ雰囲気の中で」という言葉が私はちょっと目についたんです。</p> <p>すごく人数が多い子どもを、結構狭い部屋で、その保育所が悪いと言っているんじゃないかと、仕方がないんですけど、あの場でくつろいだ雰囲気……。多分先生は優しいし、子どもは家でしかられるよりはあそこでくつろいでいるんだけれども、何かやっぱりスペースと子どもの人数で、くつろいだという雰囲気はどうかかなと思いました。</p> <p>それから、こっちのカラーの資料で、小学校との連携の欄で、小学校との積極的な連携、本当にしてほしいけれども、いろんな小学校に行っていると思うので、それは先生たちにとっては、やりにくいのかなとも思います。</p> <p>もう一つ、子どもの育ちを支えるための資料の送付というのが、私は毎月保育園だよりや、給食のメニューの裏にちょっとコラムを書いているのがすごく楽しみで、それを読んで考えさせられることがあるので、こういういろんな資料、まあみんな忙しくて見ない人も多いと思うんですけども、どんどんこういうちょっとしたアドバイスを保育園から欲しいなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。「くつろいだ雰囲気の中で」の一方で、国は定員の弾力的な運用をして、定員オーバーしても受けなさいよと言いながら、くつろいだ雰囲気を確保しなさいという、そういうことなんです。</p>
委員	<p>ご指摘のとおり、今、児童定員の弾力化で、例えば各市で実態は違いますが、川西市の場合にはどの程度の弾力化がされているのかちょっとわからないんですけども、他市のほうでは例えば15%とか、定員が100人やったら115人までいけますよということと、そうすると施設的に1人当たりの平米数はどの平米になるのかといったときに、かなり保育所の最低基準というのは厳しいですね。</p> <p>その中で実際に弾力化したときにはどうなるかと言ったら、もうご指摘のとおり、くつろいだ雰囲気は非常に厳しくなってくる。例えば0、1歳児の場合は、足の踏み場もないぐらいになるというような実態を私は経験しています。</p> <p>だから、そういう実態を実際にアンケート調査ないしは、後から資料を把握していくことが必要だと思いますが、川西市の施設で実際にどの保育所でどの程度の1人当たりの面積が確保されているのか、弾力化したときにはどの程度までいくのか、こういったことも具体的にとらえないと、こういう指針の実態がはっきりしないということになりますので、保育指針というのはある程度僕は尊重すべきだろうと思いますけれども。</p> <p>ちょっと話変わって、気になりましたのは、2ページ目ですね、児童福祉最低基準と書いていますが、児童福祉法に規定されたということではないんですね。保育所そのものは児童福祉法に規定されている部分があるんでしょうけれども、これは省令ですね。</p> <p>省令というのは、例えば通常では、恐らく児童福祉及び児童福祉施設最低基準に規定されているのかなと思ったんです。けれども、そうなっていないということで、さっきご説明にあった告示という役割ですね、告示と、今までの指針はガイドラインとして告示ではないと。そうすると、読み方次第ではかなり拘束力は強まったという認識でいいわけですね。ですから、今まではガイドラインやから、一応基準的なものを示して、守ってくださいなと言いますが、拘束力はないから反動もないと。ところが今回の指針は、一定そういう意味での基準化された拘束力のある基準ですから、守らない、ないしは従っていない場合には指摘を受けると。きちっとした指摘を受ける。そういう意味での指針ととらえていいんですね。</p> <p>それともう一つは、児童福祉の施設の最低基準は、施設的な面では変わったんですか</p>

<p>会 長</p>	<p>ね。変わってはいないんですか。</p> <p>児童福祉法の中で、児童福祉施設の最低基準については、厚生労働大臣が定めるという項目がありまして、これを受けて最低基準という厚生労働省が出している省令があります。これは、大きく3つに分かれているんですね。最初は総則と呼ばれる部分で、すべての児童福祉施設が守らなければならない条項について書かれてある部分があるんです。そこには、例えば苦情の窓口を置きなさいとか、あるいはその子どもに対する懲戒権を乱用してはいけないとか、そういうものをはじめとした、すべての施設が守らなければならないことがまず書かれています。その後第2部のところでは、各論という形でそれぞれの施設の、14種類の児童福祉施設があるんですが、それぞれの、最低基準という形で、ハード面、設備、そして人員配置、そういうものが書かれてあります。ほとんどハード面、そしてスタッフ面なんですね。だから、それぞれの施設の中でどんな内容で保育をするか、あるいは養護をするか、あるいは療育をするかについては全国統一の基準点はないんですね。保育所が保育指針を持っていて、それが今まではガイドラインであったわけですけども、それを国の基準として考えるという、これまで国の基準というのは、建物であったりスタッフであったり、そういう面での最低基準だったわけですけども、今度はその中身のソフトについてもやはり一定の基準で、すべての保育所で、これを使っていたきたいという、そういう位置づけになってくると思うんです。</p>
<p>委 員</p>	<p>今まで、これは最低基準として、これを上回るのは構わないんだけど、これだけは守ってねというハード面の基準が決められていて、この保育指針はその内容面の最低基準であると言われていたんですけども、昨今の議論は、その最低基準が何か最高基準みたいになってきて、子どもの入所する人数も少し弾力化して、その施設のその広さなどで入所児童数というのは決められているんですけども、少しそれに上増しして、児童を入れて、待機児童がいるので、それを解消するためにということで弾力化などが進行してきたんです。けれども、今、私がすごく心配しているのは、国の議論としては、その最低基準自身もやっぱり見直していこうという動きが非常に強くて、保育士の対応数ももう少し大きな基準に変えていこうとか、子どもに対応して今1人にはどれぐらいの平米の広さが必要というようなことも、国の、それは最低基準ですよ、上回っていいんですけども、それも国が余り規制するのはいかなものかという議論の中で、それも外そう、外してはいかがかというような議論も起こっている状況です。何か最低基準が最高基準化しているような状況があるので、今皆さんからご意見が出ていたように、私もこの保育内容の、この保育指針では、私はそれなりにいいことが書かれているんですけども、それを実現できる本当に現場なのかといったときに、くつろぎが本当にくつろいだという非常に情動的な言い方で言われているけれども、保育士さん自身のやはり負わなければならない責任は大きくなり、しかしながら働くその条件が引き下げられていくという、逆のことが一度に出されてきていて、私は現場が混乱するのではないかなという気が、一番心配ですよ。</p> <p>自己評価も保育指針に書かれたわけですよ。でも、私は自己評価は大事だと思うんです。保育でも教育でも何でもそうですけれども、「やりっぱなし」ではいけなくて、やったことを、つまり振り返ってこれでよかったか、できたかできなかったか、次どうしようかと考えるのが自己評価ですよ。でも、その自己評価をする時間が現場にあるのか。毎日毎日の保育、あしたの保育、とりあえず今日の保育ということで本当に大変だなと思うので。</p> <p>国はアクションプログラムを出して、各自治体でこの保育指針がちゃんとできるように条件整備をなさいとも言っているけれども、やっぱり保育指針のことを議論しようと思ったら、本当に指針が実現できるような条件が同時に議論されないとしんどいなと思います。それが1点。</p> <p>ちょっともう1点だけ、「いろいろ書かれているけれども、今までから保育していた人はやっているじゃないか」というふうに思われないうご意見があったんですけども、この保育指針は、今度の改定で大きく変わったんですけども、方向としては何も変わっていないんですね。それが少し整理されて、要点だけが整理されたということですけども、今までの保育指針が大事にしてきた就学前の子どもの育ちを保障する</p>

	<p>ための、例えば生活とか遊びを通した総合的な活動として子どもとかかわっていきこうねということであったり、保育士さんが主導で保育するんじゃなくて、やっぱり子どもを中心に据えて保育していくんだよというような、やっぱり環境を通しての保育ということであったり、そういう大きな方向というのは整理されたというだけで、中身は余り変わっていないと思うので、一生懸命保育にかかわってきた現場は、自分たちがやってきたことが整理されているというふうに受けとめられることになるかと思うんです。確かにすごく抽象的なことだけが書いてあるので、この抽象的な言葉をどう理解するかということについては、現場ではすごく議論になると思うし、議論になることがいいことだと思うんです。議論していくことが大切。告示化されたからこの保育指針ののってって保育をしようというふうになるとしたら、私はちょっと違うんじゃないかと思っています。保育指針の最初に、各保育所における創意工夫と独自性が第一義的に大事であるというふうに書いてあって、まず各保育所も具体的な子どもや子育て家庭と向かい合ったときに、保育士さんたちが大事と思う保育が大事ですよ。それは保育指針にそう書いてあると。しかし、それを考えていくときの基本を最低これだけは大事にして保育を組み立ててくださいねということが書いてあるというふうに理解したいなど。保育指針に縛られるというふうに思うと、保育指針の趣旨からはちょっと違うかなと私は考えていますけれども。</p>
<p>会 長</p>	<p>戦後、児童福祉施設最低基準ができたとき、現場の方々は、こんな基準は守れないとか、まあ終戦直後ですからね、やがてそれがだんだん時代が移り変わって、でもいまだに最低基準の中に、その児童福祉施設において子どもたちは週に2回以上お風呂に入れるか清拭すればいいという、そんなことも書いてあるんですね。</p> <p>今、週に2回だけしかお風呂に入れていような児童養護施設はないです。</p> <p>それぞれの事業者が独自にやっぱり必要だからという形で上積みをする、向上に努めておられるという側面がようやく出てきたんですね。それでこういう基準も、今国が求めている保育所に対するソフトな基準だと思うんです。国が求めている、保育所に求めているものだというふうには理解できるんだろうと思います。</p> <p>けれども、私はむしろその現場の、またアンケート調査をされると思うんですが、実際に市民の方々が、子育てをしておられる方々が保育所に何を求めているのかという、そのあたりから議論を始めることがやっぱりこの懇談会の趣旨かなというふうな気がします。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は公立しか行ってないんですけども、私立は、多分、全体的に規模が大きいと思うんですね。公立は、家庭的な感じで、その前に行っていた保育所も1歳児8人を2人とか、本当にこじんまりしたところで、そのくつろいだ雰囲気というのは、十分公立の中に当てはまって、逆に民間のほうは、どんどん入れないと補助金もおりないという関係があるのではないかと思います。</p> <p>公立はそこを守っているから、くつろいだ雰囲気もできると思うんです。しかし、民間は詰め込んでいるという現状があるのかなというのは感じたんですけども。逆に公立はその絶対数が少ない分、もうちょっとつくってもらわないと、追いつかない、そこを民間に任せているからだと思うんです。</p>
<p>委 員</p>	<p>今おっしゃったことはすごく大事なことだなと思うんです。川西の公立保育所と、それから民間保育所の基準が違うんですよ。川西の公立保育所は、川西独自の基準をつくっているんで、例えば1、2歳児や3歳児、4、5歳児もそうかな。少し国の最低基準よりも、保育士さんがもう少し入るような体制をつくれるような基準をつくっているんで、そこの違いがすごくあるんだろうなというふうに思います。</p> <p>だから、民間は国の最低基準でしか運営費がおりてこないから、それぞれの保育園の努力ですよ。あとはどういうふうには保育所の中でその運営費を分配するかということになって、人件費にかけるのかとかね、やっぱりそこはもう自助努力になっていくのでね、民間のね。でも、やっぱり国からおりてくるお金がそれだけしかないから、それでやらざるを得ないという状況があるので、そこの違いというはあるかなと思うんです。</p> <p>だから、くつろいだ雰囲気の中でというのは、民間の保育園、どこの保育園もやっぱ</p>

	<p>りそういう保育をしたいなど、福祉ですから、やっぱりそうしたいと思って保育所を運営していると思うんだけど、やむを得ない部分があると思うんですね。そこはそうでなくて、公立と同じようにしてほしいというふうに民間保育所なんか市のほうにお願い、要望書を出したりして、少しずつ改善されていっているところではあると思うんですけど、そういった違いが、民間と公立ではあると思うので、私はやっぱり公的な保育というのは、公立も民間も同じだから、公立の基準に合わせていきたい、いってほしいというふうには思っているんですね。</p> <p>それと、先ほどから議論になっていた、この告示化されてすごく保育所保育指針に縛りができたということですよ。でも内容は、当たり前前かが書かれてあって、これを実現できると本当にすばらしいなと思うんですけど、ただ今の国の流れを見ていたら、矛盾を感じています。「直接入所」のことも、厚生労働省では議論されているみたいで、今は市町村が窓口になって、子どもたちにきちんと公的な保育が保障されているけれども、「直接契約」にしてはどうだろうかということも議論されているから、それで本当に、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視することと書いてあるけれども、それが本当に実現できるのかな、そんなことになって実現できるのかなという不安はすごくあります。そこは、今後の国のほうの動きを見ていかないといけない部分ではあるんでしょうけれども、川西市が川西市の子どもたちをどう保育していくのかということが一番大きなことだろうと思うので、委員のさっき言われた、くつろいだ雰囲気の中でというのは、すごく大事なことだなと思います。そこを大事に川西の子どもたちを育てていくということが大事だなと思います。</p>
委員	<p>今、民間それから公立保育所の先生方のお話をお聞きしまして、保育の水準を高めていくところで、やはり条件的に公立保育所が要になっているのかなという感じがいたしました。それで、保育実施義務として保育所の指針が変わって、市側として保育所指針のこの改定の趣旨とか理解、それを実施していくという、来年4月からもう実施になりますので、その辺を公立の保育所の先生たちはそれぞれに研修をして、学んでおられるということをお聞きしたんですけども、また民間、無認可等いろんな形態がありますので、市としてはどのようにその辺の変わってきた趣旨と、また今後これをもとにそれぞれの保育所でやっていかなければいけないと思うんですけども、その辺どう指導なさっているのか、事務局側にお聞きしたいなと思うんですけども。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今日のテーマが「保育所が果たすべき使命」ということなんですね。それで、今のご議論をちょっと聞いていますと、来年の1月、3月あたりの公立保育との民間の保育所の役割みたいな話になってしまっているんですが、今日の趣旨はその果たすべき使命、つまり私たち市民が保育所に何を期待しているのか、そして今、委員がおっしゃられましたけれども、保育の水準を高めていくといったときに、その水準は何かということですね。保育の水準というのは、例えば在宅の子育てをしておられる、そんなご家庭にも使っていただくような、そんな弾力的なサービスがいっぱいされるというのも保育の水準を高めるということですよ。あるいは、委員がおっしゃられたように、もっとゆったりした環境の中で子どもを大事に育ててよと、これも保育の水準ですよ。だから、皆さん方がどんな保育の水準を期待しておられるのか、何を高めてほしい、あるいはこれは最低限守っていただきたい、何かそういうものをまず議論して、保育所とは何かということをし固めた上で次の議論にどんどん入っていきましようという、そういう段階だったんですが、ということちょっと申しあげておいて、それで事務局さん、先ほどの委員のご質問、簡単で結構です、ちょっとご回答いただけましたら。この指針に基づいて川西市が今後どういう保育の指導をしていかれるご予定なのかという、そのあたりのことを。</p>
事務局	<p>例えば保育所の役割はもう当然のことながら、保育の内容について多岐にわたっているところがございます。あと小学校との連携でありますとか、保護者に対する支援のあり方でありまして、職員の資質向上に関することでもありますとか、大きく5つぐらいのポイントがあるかと思っております。その中で、今現場のほうでも、こういった個々の内容について理解に努めるということと同時に、既にそういった資質の向上に関することにつきましては着手をしている部分もございます。それと併せて、例えば保育</p>

	<p>計画を保育課程に変えていくといったことに関しましても、どういったことが実際できるのかといったことも、現場の先生方と一緒に今検討に入っているところでございます。ですから、国が改定をいたしましたことを受けまして、現場と一緒にできることを一つ一つ可能なところから進めてまいりたいというふうにして、今現在取り組んでいるところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>今後、次々とテーマが変わっていく中で、いろいろなお話を多分事務局さんからしていただけたと思うんですが、例えば教育との連携というのがこれだけきちっと出てきましたら教育委員会との、役所の中でも横の連携なんかもっともっと深めていっていただかないと多分いけなくなったり、いろいろな面でそういう変革のとき、場面が出てくると思います。</p> <p>「保育所が果たすべき使命」というところへちょっと戻させていただきましてお話ししてよろしいですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>一般市民として保育所にとということになりますと、保育所に通わせたいけれども行けない、また、行くことのできない環境を感じます。お仕事がはっきりまだ決まっていないうと、子どもがちゃんと保育所に決まってからお仕事を探すと、お仕事がすぐ決まらないうと大変なことになるし、仕事を決めてから保育所を探すのではやっぱり、いつから来られますかと言われたときにははっきり返事ができないので、仕事が決まらないうことですか、市役所に行って手続きを踏んで、決まって、仕事が決まるのとその時期の、すり合わせというんでしょうか、仕事をしたいなと思ってもなかなか子どもを預けるといふことであるとか、費用の問題であるとかということ、非常に行きたいけれども仕事には行けないというように悩んでいらっしゃるご家庭も、地域でいらっしゃるなという部分は感じます。</p> <p>子育て広場も私はしていますので、そこに来られている人の中では、そういうようなどっちを先に考えるべきみたいな、そういう初歩的な部分をお考えであるとか、だからやっぱり保育所、定員がいっぱいですので、まず試し保育じゃないですけれども、そういうことも無理かとは思いますが、仕事を決めるのと保育所入所のそのタイミングというんでしょうか、その辺をもう少し選べる部分があったら、より子どもを持っている女性は働き始めるには始めやすいというふうには思います。</p> <p>実際にパートで働いていらっしゃる方にしましても、結構、労働時間がきちっとしているようで、ちょっと忙しいから延ばしてほしいと言われてたり、そこは子どもを保育所に預けているから急いで帰らないという気持ちもあるけれども、いつも断ってはられないところもありまして、ちょっと残ってもらえないかと言われてたら、いいですよ、断り切れなくて残って、迎えに行ったら保育所で、おくれるときは事前に申し込んでいないとこの時間は見れませんと言われるようなこととか、いろんな部分で使いにくいというふうに言われています。実際、保育所に行って、働き始めている人でも、正社員で9時から5時とか、きちっと決まっていないう仕事についている人は、その預けられる時間という部分が、当日になって、どうしてもと言われて変更しないといけないう部分があると、すごくしんどい思いをしておられるなということなんかも聞きます。</p> <p>それと、子育てをするのにちょっとしんどいご家庭ということで、私がかかわらせていただいているご家庭でしたら、子どもは保育所に行っていますというところとほっとするんですね。保育所に毎日送り、迎えに行ったら、先生方は、子どもさんはもちろんのことずっと見ていただきますが、保護者の方にも送り迎えのときにお顔を見てお声をかけていただいたり、いろいろ気になるところを、お母さん、ここはこうです、こうしたほうがいいよとか、声をかけていただくことで、すごくお母さんも安心するということもあるし、それに教えていただけることもいっぱいあったりして、それで社会とつながっていつているみたいなところで、ちょっとおうちの中が見えてくるというのがあるんです。保育所にも行けていなくて、お母さんと2人きりであったり、ご家族だけで孤立されているような形の場合は、社会とつながりがないので、おうちの中が見えないんですよ。</p> <p>どういう状況で、自宅で育児をされているというのも見えなくて、ちょっと不安なところも多いんですけども、保育所に行っていますと言うとほっとして、ああ、じゃ先生にお任せできるなみたいなね。この中に保護者に対する支援という、もうそれがはっ</p>

<p>会 長</p>	<p>きり書かれてあることで、非常に私なんかは、改定されたという部分でありがたいなどというふうに思っています。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>保育所というのは、子どもを預けたい人が利用する。そして、子どもを預けたくないけれども働かないといけないと、仕方がないという、あるいはもう本当に、子どもは預けたくないという積極的な選択をされて、家庭で3歳ぐらいまで養育して、そして幼稚園に行く。そういった「預けたい」、「預けたくないけれども仕方がない」、あるいは「預けたくない」、「預けたくない」の中に、ちょっと子どもさんのことを十分配慮する余裕がないとか、そんな方々も入ると思うんです。</p> <p>以前は「保育に欠ける」という言葉を使っていたんですが、最近は「保育を要する」にかわってきて、将来的に何か国も保育を要する要件そのものを考え直すというか、その延長上で契約というのか、自由契約みたいなものも出てきているわけですが、その保育に欠けるにしても要するにしても、つまり私はこう思うんですね。子どもを預けたいと思う親御さんが、ああ保育所に預けてよかったと実感していただけるものは何かということなんですね。あるいは、保育所に預けたくないの、預かってもらわなくてもいいので、おうちで保育をしていたとしても、近所の子どもさんと一緒に遊ぶには友達関係も広がっていかないし、だからそろそろ2歳ぐらいになってきたので、集団保育というか、同じような年齢の集団の中に入れていってほしいとかいう、そんな方々も併せて園庭開放などで、自宅で子どもさんを育てておられても、子どもの集団保育という形で保育サービスを使いたいという、そんな方々も取り込んできているわけですよ。</p> <p>そういう実態を見ていくと、やはり保育所で求められるのはまず子どもを預かるという、いろんな形であれ子どもさんを預かることができるというのが、やっぱり一番大きいのかなという気がする。今、お話をお伺いしてそんな気がしたんですね。</p> <p>世間では最近、幼稚園は通園バスと給食とそして預かり保育がなければ、民間の幼稚園は経営しづらいつつとか、そんなお話があったりして、ますます子どもさんの生活をそのまま預かるという……。幼稚園でしたらお弁当つくってくださいねとか、そして午前中だけの保育とか、長くても昼の2時ごろまでとかそういうのが多かったんですが、だんだん子どもさんの生活を引き受けるようになってきて、そして幼稚園もそういう流れの中にあると思いますね。そのことを考えていただきながら、今の保育所に求められているもの、あるいは逆に保育所では実現できないものというか、そういうふうなお話を少しいただけたらありがたいなと思いますけれども。</p>
<p>委 員</p>	<p>ちょっとずれるかもしれないんですけども、3歳から幼稚園は受け入れ可能なんですけれども、公立では2年保育なんです。けれども、やはり同じこの川西市に住んでいる就学前の子どもたちの健やかな成長を願うのはだれしもだとは思いますが、3歳、4歳、5歳の年齢になってきましたら、教育というところが随分と中心になってくるんじゃないかなと思うんですね。0、1、2歳においては、まだまだ生活習慣の自立とかいろんな面での養護的な面がたくさん出てくるかとは思いますが、生活の中である程度自立していく中で、3歳、4歳、5歳、その子どもたちが健やかに小学校に上がるためには、保育所で何をしないといけないか、幼稚園として何をしないといけないかということが私たちに課せられているとは思いますが。その中で、幼稚園教育要領もこの4月から改定で、私たちがいろいろ研修しながらどこが変わって趣旨は何だろう、そして幼稚園の教育課程にそれを反映させながら、地域の実態、子どもたちの発達に沿った教育課程を今見直しているところです。</p> <p>教育の面というところで、保育所もこの資料の2枚目にも書いているんですけども、改定の内容で、計画・評価、職員の資質向上という面において、自己研さん、研修をして、資質向上に努めなさいということが明記されております。そういう面では、なかなか、子どもが6時、7時までいる中で先生たちが研修をするという時間は本当にとるのが難しいだろうなとは思いますが、就学前施設の方とは、人権研修を中心にしての話し合いはするんですけども、そういうところでそれぞれの実態を知りながら、研修を深めて教師の資質向上を図るところが大きなポイントで、それが保育の水準を高めていくことにつながっていくんじゃないかなと思うんです。</p>

	<p>私たちも保育時間が延びてきました。昔は2時や1 1時半に帰っていたのが、親のニーズに応じていく中で、今は3時に帰ったり、弁当日が週3回ですが、親ももっともっと増やしてほしいというようなニーズもあるんですけども、本当にもう子どもが3時に帰って、掃除をして研修といたら4時からしかないんですけども、やはりそういう限られた時間の中でいかに効率よく研修を進めていくかというところで、私たちが切磋琢磨して子どもの成長・発達を願うことによって、子どもが伸び、またそれが親の自信なり、また親育てもしていく中で、本当に保育所、幼稚園に来てよかったなと思ってもらえることが水準を高めていくことにもつながると思いますので、その辺では、もっともっと保育所と幼稚園が連携していかないといけない部分もたくさんあるのかなというようなことも感じております。</p>
<p>会 長</p>	<p>自己研さんのために先生方が努力してくださるようなところ、そういうところが求められているというお話だったと思います。今日はちょっと非常に抽象的な話になってしまいましたが、残りの時間も有効に使いたいですので、保育所に求められているというか、役割について何かご意見やお考えなど、そういうものをどんどんフリーで出していきたいと思うんですが。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほど言われた、私たちが本当に保育所の役割を果たすには、まず本当に利用しやすい保育所じゃないと、垣根が高かったらなかなか入れないと述べられていたけれども、利用しやすい保育所、地域の中で、園庭開放などで来られる方を受け入れたりしているんですけども、もっと本当に保育所が地域の中で利用してもらえるというのを、本当に求められているならそうやっていかないといけないんですけども、私たち職員はどうしても受身に、本当に措置されて入ってきた子どもたちを見ていくということだけに追われてしまう部分と、地域の中に出て行って、公園に出かけて行って、たまに顔見知りになって声をかけてというふうに、地域に出ていくことで地域の中で少し顔がわかっていくという部分もあるんですけども、保育所が利用しやすいというイメージをしっかりとこっちもアピールしないといけない部分と、入ってきやすいというのと2つ何か交わって、その地域の中で、幼稚園と保育所が隣同士にありまして、本当に交流もしながらなんですけれども、幼稚園のほうは地域と保護者の方って人数も多いですし、地域とつながっていく機会というのがすごくあるんですけども、保育所はどうしても閉鎖的な感じに、子どもの安全を守るという意味でもなかなか、前に出ていくよりも、子どもたちを守っていくというふうになってしまっていて、利用しやすい保育所をどうつくっていくのかというのは、今その子育て相談とかいろんなメニューを増やしていかないといけないと思うんですけども、私たちももっと利用してほしいという思いはすごく持っています。それを言っていただくと、すごく自分がやっていることが地域の中でも役に立っていけるんじゃないかなというふうに思ったので、その利用しやすい保育所というのをもっとアピールしたいというふうに思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。 ほかに保育所に期待されていること、あるいは保育所が果たすべき役割、使命、そのあたりで、もう一度お声を聞かせていただきたいんですが。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は、さっきスペースがって言ったんですけども、子どもを見てもらっていることには本当感謝していて、「生活リズムを大切に」というので、家で、ずっといたら、冬寒かったら、ずっと家にいるし、夏暑かったら家にいるし、どこ行くにも車だしになっちゃうけれども、子どもの話を聞いていたら、もう少々雪舞っていても遠い公園まで行って、しっかり昼寝もさせてもらっているので、本当に入れていて、私はすごくいいし、異年齢でも交流しているから、上の子だったら、下の小さい子がかわいいと言っているし、下の子も上の子に手を引っ張ってもらったと言って、そういうのもしてもらっているので、求めるものというか、本当にそういうので満足しているんです。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。 子どもがいろんな体験を広げたりする、あるいは生活リズムをつくっていくという、これも本当に大事な保育所の役割でしょうね、使命というか、期待されておるものなん</p>

<p>委員</p>	<p>でしょうね。</p> <p>うちの保育所は、近くの会館を借りて、週に1回だけなんですけれども、子育て支援のプレイルームを開設しているんですね。そこに来ている保護者の方や、子どもさんを連れて来られる方の中には、以前は、仕事がしたいから預ける保育所を探している、それから、仕事がしたいんだけどなかなかタイムリーには預けられないというようなところの相談が多かったんですけれども、仕事をしたいというよりは、子育ての方法に悩んでいてもう行き詰っているから、だから保育所に入れたい。3歳、4歳ぐらいになってきたら、幼稚園があるけれども、低年齢化してきていて、0、1、2歳ぐらいから子育てのノウハウに行き詰ってしまって、そこに来ている人は、まだ足を運んでくれているだけに、そのお母さんのしんどさや思っていることが見えるんですね。だけど、それは氷山の一角だろうと思うんですけれども、先ほど委員のほうからも、その垣根を低くして、来やすい保育所というような提案もあったと思うんですけれども、その部分を大事にしたいなと思って、本当に何もまだできていないんですけれども、プレイルームや園庭開放の場にどんどん足を運んできてくれて、そこで何らかのサインを出してもらって、たとえうちで対応できなくてもどこかへつなぐというようなところで、そういうパイプ役のような役目というのはすごく求められているなというのを、まだ始めて今年でそのプレイルームは3年目なんですけれども、そういうことが見えてきているというあたりが、やっぱり以前の保育所の需要とはまた変わってきている部分が求められているなというのが実感として今あります。</p>
<p>会長</p>	<p>子育てのノウハウを伝えたり、あるいは保護者の方が求めている何か必要な資源につないでいくという、そんな役割も今求められているということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>「親育て」ということですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>だけど、よくよく考えてみると、昔は近所にいろんな人がいたり、おじいちゃん、おばあちゃんがいたりして、いろんなことを教えてもらったよはというものの、やはり何ぼおじいちゃん、おばあちゃんでも、3人か5人しか育てた経験しかないですよ。でも、保育士さんは、毎年毎年たくさんのお子さんを見ておられて、びっくりしたのが、乳児園に寄せていただいたときに、初めて入所してきた赤ちゃんを抱っこしただけで、その子の性格というか個性がわかるとおっしゃるんです。たくさんのお子さんを抱いておられますから、抱いたときにちょっと何か力入っていたり、ほわっとしたり、何かその子の個性がわかるとおっしゃるんです。そういうプロの方が、初めて産んだ子ども、第一子ですね、わからないことが多い中で、おじいちゃんや近所の方だけの短い体験の中での、話だけではなくて、たくさんのお子さんのそういう専門的な仕事をしておられる方からいろいろアドバイスをいただくのは、それはいいことなんだろうと僕は思います。だから、そういう子育てのノウハウを伝えるという中で、その背景には、たくさんのお子さんに接しておられる、そして一定その子育て、子どもの発達について、きちんとした知識を持っている方が身近におられるというのは、本当に心強い時代になったんじゃないかと、僕は積極的に評価していいんだと思うんですね。</p> <p>今、幾つかの点をご指摘いただいているんですが、もっとほかにありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>〇〇保育所(非公開)に入れているんですけれども、結構、親の口コミの力ってすごくて、どこに預けているのと聞かれて、〇〇保育所(非公開)と言ったら、いつも皆さんが、「あそこの先生は優しいよね」と言ってくれたら、自分もそう思っていたけど、みんな思っていたというところが、どんどん広がるんですね。親の集まりのときに、「あっちにいいのがあるよ」とか、どんどん広がっていくところがあるから、だれかが言ってくれたことで、困ったときに、その保育所にちょっとでも行ってみようかなと思えたらその人も救われるのかなと思ったり、〇〇保育所(非公開)は地域に根差してきているのかなということを感じていて……。</p>
<p>会長</p>	<p>それは、今、本当に求められているものだと思います。保護者の方の口コミの、その伝えられる場がないといけません。だから、その地域の中でそういうコミュニテ</p>

<p>委員</p>	<p>イをつないでいくというか、作っていくというか、そんな役割も多分、今の保育所、や幼稚園に求められているんだろうと思いますね。</p> <p>私も初めて子どもができたときに、最初にどこの小児科に連れていくかで、近所の人に、妻が聞いていました。「あそこのお医者さんいいよ」とかね。コミュニティは力強いですもんね。そういう場としての、そういう生活の場、大人にとってもいろんな子育ての情報を得られる、その中でお互い知り合ったりコミュニティをつくっていくという、そんな場もないといけないんでしょうね。それもまた使命なのかと思います。</p> <p>今、出たことはそのとおりなんですけれども、それに加えて保育所の従来からの役割という、仕事と子育ての両立を支援していくというのはやっぱり最も重要だと思うんですね。</p> <p>日本の場合、やっぱり子どもができると、働いている女性の7割は仕事をやめるといような状況にあって、外国に行ったときに、日本は働くことと子育ての両立がまだまだ冷たい社会だなというのを思うんですよね。だから、先ほど保育に欠けるということじゃなくて、欠けるというとか何か家で子育てをしているのが正しいんで、それができない人は、保育所に入所しましょうみたいな、それが私は福祉という概念のもう一つ超えなければいけないところかなとも思うんですけれども、子育て支援をやっていると、0、1歳の子どもの親がすごく多いですよ。0、1歳の子どもの親は出会いを求めているし、今それが満たされずにやっぱり不安になるというところがあるんだなと思います。私自身も働きながら子育てをしてきて、保育所でやっぱり支援してもらって子育てをやってきたので、それはすごく幸せなことだったんだ、いろんな親に赤ちゃんのときから出会ったし、子どもも赤ちゃんのときから他の子どもや大人に出会ったし、だから私みたいな親でもそれなりに子どもは育ったんだというふうに思っていて、保育所を拠点にしながら、地域で、みんなで子どもというのは育てていくんだし、子どもはそうやって育てていくんだよという、もう一度新しい文化をつくっていくような、そういう前向きな姿勢で保育所というのをとらえていきたいなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>僕も、今、委員が言われた内容が重要なことだろうと思うんですけれども、両立支援の機能をどこまで確保していくのかということです。先ほど委員さんが言われたように、本当は仕事をしたいし、預けたいけれども、仕事をしていないから預かってくれないという、この矛盾が日本の場合に依然として、保育に欠けるにしても要するにしても、入所条件のランクがあるんですよ。勤めていたほうが優先なんです。それで、勤めていなければ後回しになる。待機児童がおられるような状況の中では、行政としてはやっぱり優先順位をどうしても出ざるを得ない。本当はもう少し弾力的に枠があれば、そういう方もどんどん受け入れるという意味で、就労を支援していく、就労ができるような支援体制、これが保育所の大きな一つの役割だろうという気がしますね。</p> <p>その条件として、先ほど委員も言われたように、保育指針を実現できるような環境を、国が配慮しているのかどうか、これもやっぱり私たちは随分点検しないと、保育所が果たす使命の展開ができないということです。そういう背景や具体的条件ですね、非常に立派な指針なんです。指針だけでも、先ほどちょっと意見が出ていましたが、幼稚園の先生がかなり厳しくなってきたと言いながらも、保育所の先生は物すごいですね、以前から。8時から5時とか6時とか、ほとんど休みなく仕事をせざるを得ないと。だから、研修する暇、自己研さんする時間もほとんど保障されていない状況がある。</p> <p>それと同時に、もう一つは、この内容を実現していくことがやっぱり基本的には僕は配置基準を変えていくような体制が必要であると考えています。今の基準で、例えば0歳児は3対1とか、1、2、3歳児が6対1でしたか。国の基準は6対1かな。それで、それを市の場合には5対1ぐらいに緩めると。ところが、民間の場合にはそれが実現できない、6対1の割でやらざるを得ないと。そうするとぎゅうぎゅうで体制が厳しいと。それで、民間の今の保育所と公立保育所の運営費の差もかなりあるんですよ。大体1人当たり10万円であれば民間は5万円であるとか、こういう国基準で十分できないような体制の中で、民間はものすごく努力していますね。公立ですらかなり厳しいのに民間はもっと厳しくなるというような状況も含めて、やはり保育指針ないしは保育所の使</p>

	<p>命を十分私たちはとらえていかないと、これからとらえるべき内容というのがあと何回か重なる中で、そこら辺もちゃんと視点を明確にするべきだろうなという気がします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。 今日は初めてのフリートーク、フリーディスカッションですが、いろんなご意見をいただきましてありがとうございます。ちょっと今日のテーマが非常に抽象的なものだったので、今後また就学前児童施設のあり方の中の保育所のあり方というテーマで、もう一回12月にお話をさせていただくことができますので、ぜひまた保育所が果たすべき使命、役割、そんなことをお考えいただけたらと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほどの保育所の運営費の件で申しあげますと、ある市の例ですが、例えば児童ひとりの運営経費ですね、公立は15万円ぐらいです。民間は10万円ぐらい。だから、そのぐらいの開きがあるというのはなぜかということも十分に市民ないしは行政あるいは私たち委員も含めて十分とらえていかないと、こういう内容を実際に私たちが求めたとしてもなかなか実現できないと。ゆとりある環境、あるいはその膨らみのある環境があるのかないかと言ったときに、そういう背景が確認されないと、実際には実現できないのかなという気もしましたので、ちょっと数値的に出しておったほうがいいだろうというわけですけども。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。 今日、議論いただいた中で、保育所が果たすべき使命が出てまいりましたので、それを最後に確認も含めてお話し申しあげたいと思います。 子どもを預けるところなので、預けたいと思える、そういう生活の場であるという、それが保育所のやっぱり果たすべき使命である。 先生方が自己向上のために努力してくださるところであるという、それも使命である。 様々なニーズに対して利用しやすいということ、これも今後果たすべき使命である。 子どもさんの体験を広げたり生活リズムをつくっていく、これも果たすべき使命であろう。 子育てのノウハウを伝えたり、必要な資源につなぐパイプ役をしていく、そして口コミをとったお話が出ましたが、その地域の中でのコミュニティづくり、そのあたりも期待されている使命であろう。 総括して、仕事と子育ての両立を支援していく子育て文化の拠点のようなものが今、保育所に求められている使命ではないか。 以上のようなご議論だったと思います。 もっとお話したいのですが、時間がまいりましたので、ここで第2回の懇話会を閉じさせていただきたいと思います。 事務局のほうから何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>【4. その他】 本日は大変熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。 まず1点訂正がございます。私が公立の保育士の人数をおよそ150名というような形でお答えしたんですが、約140名ということで、そのうち所長を含めまして、正規職員であります保育士が90名ということでございます。これ以外のパート職員ですね、朝でありますとか夕でありますとか、土曜日でありますとか、そういった短時間のパートをしていただいている方が、おおよそですけども90から100人ぐらいはいらっしゃるのではないかとというふうな状況でございます。おわびをさせていただきますので訂正をさせていただきます。 (記載略) ご依頼をいただいております資料につきましては人口推計等がございますけれども、若干時間かかるものもございますが、できる限り順次提供させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>次世代育成支援対策行動計画「げんきっ子かわにし夢プラン」の関係でございますけれども、その資料を前回ご依頼がありましたので、資料5として送付させていただいております。今回お配りさせていただいておりますのは、次世代育成支援対策行動計画の前期計画と、その19年度の進捗状況調査結果の抜粋と、同計画の概要版ということでございます。この計画の後期計画の策定作業に関しましては、先週の11月5日に川西市社会福祉審議会児童育成専門部会が開催されまして、この会議では、来年度からの計画に先立ちまして、この12月に実施を予定いたしております市民アンケートの調査項目について協議が行われました。この会議の中で、こちらの懇話会の基本的な考え方などについて事務局から説明をさせていただいたところです。保育所整備計画は、後期の次世代育成支援対策行動計画と整合を図って策定をするをいたしておりますので、必要に応じて相互に連絡調整を行い、この懇話会にも進捗状況等ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(記載略)</p> <p>12月15日午後6時30分から、第3回目の懇話会を開催させていただきたいと考えております。市役所のいずれかの会議室で開催をさせていただきたく存じます。また改めまして連絡を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>それでは、第2回の懇話会を終わらせていただきたいと思います。今日は本当に傍聴の方々もたくさんお集まりをくださいまして、ありがとうございます。またぜひ、次回もお時間の許す限り、ご参加していただきたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
------------	---